

固定資産税担当からのお知らせ



下水道に切り替えられる利用者の方々へのお知らせです。

平成14年1月1日以前に建てられた浄化槽のある家屋については、下水道に切り替えた次の年度から浄化槽の評価分を減額いたします。

これは、当該家屋について、評価額に浄化槽の評価額が含まれているため、下水道の接続により浄化槽を廃止することで、浄化槽の評価額を減額するものです。

ただし、平成14年1月2日以降に建てられた家屋は、当初より浄化槽を除いて評価していますので、減額の対象にはなりません。

なお、減額する価格の計算は、サンプル調査を行い面積や用途等に応じて、平均した率を乗じて行います。

これらの減額処理をするためには、下水道に切り替えた家屋の情報が必要となります。税務課が市街地整備課の情報を利用するためには、裏面の同意書のご提出が必要となりますので、家屋の所有者の方全員の記名・押印のうえ、市街地整備課までご提出ください。



●問い合わせ先

家屋の評価に関すること
鳴門市税務課固定資産税担当
電話 088-684-1131

下水道工事・同意書の提出に関すること
鳴門市市街地整備課総務担当
電話 088-684-1170

個人情報目的外利用同意書

年 月 日

鳴門市長 様
(担当課：市街地整備課)

鳴門市市街地整備課が有する私の所有する家屋の下水道接続状況等の情報を、
鳴門市税務課が固定資産税の課税のために利用することに同意します。

個人情報を目的外利用することに同意する者

住 所

氏 名

印

※ 対象家屋が共有の場合には、下の欄にもご記入ください。

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印

住 所

氏 名

印